山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第54回

コンプライアンス（1）

前回までは労働法制について説明してきましたが、今回からはコンプライアンスについて説明していきます。

コンプライアンスの語源

「コンプライアンス」という言葉自体は、皆さんも一度はお聞きになったことがあると思います。

コンプライアンス（compliance）という言葉は、「（要求・規則に）応じる、従う」という意味を持つ英語の動詞「comply」から派生したものです。ちなみに、この「comply」は、「満たす、充足する」という意味を持つラテン語の「complere」を語源としています。

つまり、コンプライアンスという言葉には、「人々の期待・要望に応える」という意味も含まれているのです。

コンプライアンスの概念

コンプライアンスという概念は、アメリカで生まれたもので、日本に持ち込まれた当初は「法令遵守」という意味で理解されていました。

つまり、企業が法令をきちんと守ることが重要であるとの考え方に基づいています。

本来、企業が法令を守るのは当たり前のことなのですが、1990年代以降に日本で相次いだ企業の不祥事により、この当たり前のことさえできていない企業が少なからず存在することが明らかになりました。

そのため、日本では「コンプライアンス＝法令遵守」という考え方が定着していったようです。

コンプライアンスの概念の変化

その後、コンプライアンスという概念は、法令の遵守にとどまらず、社内の各種規程、業界の自主ルール、企業倫理や社会常識など、広い意味での社会規範の遵守を意味するものに変化してきました。

この変化の背景には、企業も社会の構成員であり、社員や株主に限らず、広く社会の構成員の要求・期待に応えるべきとの考え方があります。

先ほど述べたとおり、企業が法令を遵守するのは当たり前のこと（法は道徳の最小律）で、それだけをアピールしても全く意味がありません。

社会内での企業の役割や影響力が大きくなるにつれて、企業は法令だけでなく、広く社会規範を遵守し、常識ある行動を取ってこそ、社会からの期待に応えて、社会の信用を勝ち取ることができます。

このように、コンプライアンスの概念も広がりを見せており、現在では「コンプライアンス＝法令等遵守」と考えられるようになっています。

事後規制社会とグローバル化

このように、コンプライアンスという概念が重要性を増してきた理由の1つとして、規制緩和の結果、日本が事前規制から事後規制の社会に移行したことが挙げられます。

これにより、企業は自由な経済活動を行うことができるようになりましたが、その反面、企業のルール違反行為に対しては、事後的に厳しい制裁が課されることになりました。

そのため、企業には、法令等に基づいた公正な経済活動が求められるようになりました。

第2の理由としては、経済のグローバル化が挙げられます。外国企業とビジネスを行うためには、明解かつ詳細な法令等の遵守が不可欠となります。

このような社会の変化により、コンプライアンスが重要性を増してきたのです。

田中伸（山下江法律事務所、副所長・弁護士）
広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。
【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害（損害賠償請求）。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office　広島弁護士会所属
☑契約書　☑債権回収　☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com　山下江　検索
予約電話受付 7～24時
相談予約専用 フリーダイヤル 携帯・PHS OK 0120-7834-09　なやみよまるく
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703　広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695　FAX 082-223-2652　アーバンビューグランドタワー隣

機動力と総合力で企業トラブルを解決します
山下江法律事務所主催 企業法務セミナー　《懇親会同時開催!!》
第12回「時効にかけない債権管理術」
講師：副所長・弁護士 田中 伸
民法や商法には「消滅時効」という制度があります。消滅時効とは、権利不行使という事実状態を根拠として、その権利の消滅を認める制度です。会社が債権管理を怠り、売掛金などの債権を消滅時効にかけてしまっては、営業担当者の苦労も水の泡です。今回のセミナーでは、消滅時効の制度や消滅時効期間のほか、消滅時効の進行を止める手段（時効中断）を説明して、消滅時効にかけない債権管理術を伝授します。
日　時：平成26年9月25日（木）18:30～　会　場：TOWANI
詳しくは当事務所HP「お知らせ>企業法務セミナー情報」をご覧ください。
◆相談料：30分5,000円（税別）　◆債務整理・交通事故：相談料0円・着手金0円